令和3年3月2日

第2回　日南町議会定例会議案

日　　南　　町

議案第3号

工事請負契約の変更について（令和2年度　日南町TOWNS-NET光化工事(第2期)）

次のとおり、工事請負契約を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

日南町長　中村　英明

1.　工　　事　　名　　令和2年度　日南町TOWNS-NET光化工事(第2期)

2.　変更契約の金額　　契約金額「586,300,000円」を「565,785,000円」とする。
（変更による減額20,515,000円、消費税込み）

3.　契約の相手方　　鳥取県鳥取市西品治字田島前ノ二816番地1
株式会社中電工　鳥取統括支社
執行役員支社長　二反田　正克

議案第4号

工事請負契約の変更について（令和2年度　日南町TOWNS-NET強じん化工事(第2期)）

次のとおり、工事請負契約を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

日南町長　中村　英明

1.　工　　事　　名　　令和2年度　日南町TOWNS-NET強じん化工事(第2期)

2.　変更契約の金額　　契約金額「63,250,000円」を「54,043,000円」とする。
（変更による減額9,207,000円、消費税込み）

3.　契約の相手方　　鳥取県鳥取市西品治字田島前ノ二816番地1
株式会社中電工　鳥取統括支社
執行役員支社長　二反田　正克

議案第5号

日南町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止について

次のとおり、日南町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を廃止する条例を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

日南町長　　中村　英明

日南町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を廃止する条例

日南町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例(昭和45年日南町条例第48号)は、廃止する。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

議案第6号

日南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の廃止について

次のとおり、日南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

日南町長　　中村　英明

日南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例

日南町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和45年日南町条例第47号)は、廃止する。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

議案第7号

日南町職員定数条例の一部改正について

次のとおり、日南町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

日南町長　中村　英明

日南町職員定数条例の一部を改正する条例

日南町職員定数条例（昭和34年日南町条例第6号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
（職員の定数） 第2条　職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)　（略） (2)　町長の事務部局の職員　<u>71人</u> (3)・(4)　（略） (5)　教育委員会の事務部局の職員　<u>29人</u> (6)・(7)　（略） 2　（略）	（職員の定数） 第2条　職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)　（略） (2)　町長の事務部局の職員　<u>86人</u> (3)・(4)　（略） (5)　教育委員会の事務部局の職員　<u>14人</u> (6)・(7)　（略） 2　（略）

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第8号

日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

日南町長　中村　英明

日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年日南町条例第7号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
（休職者の給与） 第30条　法第28条第2項の規定により休職にされた会計年度任用職員には、いかなる給与も支給しない。 （委任） 第31条　（略）	（新設） （委任） 第30条　（略）

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第9号

日南町地域経済牽引事業の促進等に係る促進地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町地域経済牽引事業の促進等に係る促進地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

日南町長　中村　英明

日南町地域経済牽引事業の促進等に係る促進地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

日南町地域経済牽引事業の促進等に係る促進地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成29年日南町条例第31号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
（課税免除） 第2条　法第4条第2項第1号に規定する促進地域において、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）については、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、固定資産税を課さない。	（課税免除） 第2条　法第4条第2項第1号に規定する促進地域において、法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者に対し、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（同意日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）については、新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分に限り、固定資産税を課さない。

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

日南町長　中村　英明

日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年日南町条例第7号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
日南町地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例 （目的） 第1条　この条例は、地方税法（昭和25年法律第22号）第6条第2項の規定に基づき、地方活力向上地域内において特定業務施設を整備した場合における当該特定業務施設の用に供する固定資産に対する固定資産税に係る課税免除及び不均一の課税に関し必要な事項を定めることにより、本町の活力の再生に係る事業活動の向上を図り、もって本町の経済の活性化に寄与することを目的とする。 （定義） 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　（略） (2)　特定業務施設　地域再生法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設をいう。 (3)　認定事業者　地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者であって、令和4年3月31日までに、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定	日南町地方活力向上のための固定資産税の＿＿＿＿＿＿＿＿不均一課税に関する条例 （目的） 第1条　この条例は、地方税法（昭和25年法律第22号）第6条第2項の規定に基づき、地方活力向上地域内において特定業務施設を整備した場合における当該特定業務施設の用に供する固定資産に対する固定資産税に係る＿＿＿＿＿＿＿＿不均一の課税に関し必要な事項を定めることにより、本町の活力の再生に係る事業活動の向上を図り、もって本町の経済の活性化に寄与することを目的とする。 （定義） 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)　（略） (2)　特定業務施設　地域再生法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設をいう。 (3)　認定事業者　地域再生法第17条の2第4項に規定する認定事業者であって、平成32年3月31日までに、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定

業務施設整備計画について同条第3項の規定に基づく認定（次条において「計画認定」という。）を受けたものをいう。 （地方活力向上地域内における特定業務施設の整備に係る固定資産税の課税免除又は不均一課税） 第3条　認定事業者が、計画認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに地域再生法第17条の2第6項の規定により計画認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内等において特定業務施設を新設し、又は増設した場合において、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第3号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に該当するものに限る。以下「特定業務施設供用資産」という。）に対して課する固定資産税の税率は、当該特定業務施設供用資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から起算して3年度分の固定資産税に限り、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業については、第1年度から第3年度まで課税免除とし、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業は、日南町税条例（昭和45年日南町条例第30号）第62条の規定にかかわらず、100分の0.15とする。 （課税免除又は不均一課税の適用の申請） 第4条　前条の規定の適用を受けようとする者は、当該特定業務施設供用資産に係る固定資産税の課税免除又は不均一の課税を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在における当該特定業務施設供用資産に係る次に掲げる事項を記載した申請書を、同月31日までに、町長に提出しなければならない。 (1)　課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者の住所又は所在地、氏名又は名称 (2)　課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする年度 (3)　新設し、又は増設した特別償却設備の概要 (4)　その他＿＿＿＿＿＿＿＿町長が＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿必要と認める事項 2・3　（略）	業務施設整備計画について同条第3項の規定に基づく認定（次条において「計画認定」という。）を受けたものをいう。 （地方活力向上地域内における特定業務施設の整備に係る固定資産税の＿＿＿＿＿＿不均一課税） 第3条　認定事業者が、計画認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに地域再生法第17条の2第6項の規定により計画認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内＿において特定業務施設を新設し、又は増設した場合において、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第3号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に該当するものに限る。以下「特定業務施設供用資産」という。）に対して課する固定資産税の税率は、当該特定業務施設供用資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から起算して3年度分の固定資産税に限り、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業については、第1年度から第3年度まで課税免除とし、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿日南町税条例（昭和45年日南町条例第30号）第62条の規定にかかわらず、100分の0.15とする。 （＿＿＿＿＿不均一課税の適用の申請等） 第4条　前条の規定の適用を受けようとする者は、当該特定業務施設供用資産に係る固定資産税の＿＿＿＿＿＿＿＿＿不均一の課税を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在における当該特定業務施設供用資産に係る次に掲げる事項を記載した申請書を、同月31日までに、町長に提出しなければならない。 (1)　所有者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名） (2)　当該特定業務施設供用資産の所在地、取得価額及び取得年月日 (新設) (3)　前2号に掲げるもののほか、町長が当該特定業務施設供用資産に関し必要と認める事項 2・3　（略）

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

日南町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり、日南町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

日南町長　　中村　英明

日南町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日南町国民健康保険条例（昭和 45 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
附　則（令和2年5月11日条例第21号） （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第1条　給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができなとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 2・3　（略） （削る）	附　則（令和2年5月11日条例第21号） （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金） 第1条　給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができなとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症　　に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。 2・3　（略） 第4条　この条例は公布の日から施行し、改正後の日南町国民健康保険条例附則第1条から附則第3条までの規定は、これらの規定に該当した場合に、被保険者に対して傷病手当金の支給を始めることとなる日が令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に属する傷病手当金の支給

	に適用する。

備考　改正部分は下線の部分である。

附　則

この条例は公布の日から施行し、附則第 1 条から第 3 条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。

議案第12号

日南町介護保険条例の一部改正について

次のとおり、日南町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

日南町長　　中村　英明

日南町介護保険条例の一部を改正する条例

日南町介護保険条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（保険料率） 第4条　令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、法第9条第1項第1号に定める第1号被保険者について、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　（略） (2)　令第39条第1項第2号に掲げる者　51,300円 (3)～(5)　（略） (6)　次のいずれかに該当する者　82,000円 イ・ロ　（略） (7)　次のいずれかに該当する者　88,900円 イ・ロ　（略） (8)～(10)　（略） 2　（略） 3　第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,500円とする。 4　前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中20,500円とあるのは、34,200円と読み替えるものとする。 5　第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年	（保険料率） 第4条　平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、法第9条第1項第1号に定める第1号被保険者について、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)　（略） (2)　令第39条第1項第2号に掲げる者　44,400円 (3)～(5)　（略） (6)　次のいずれかに該当する者　78,600円 イ・ロ　（略） (7)　次のいずれかに該当する者　85,500円 イ・ロ　（略） (8)～(10)　（略） 2　（略） 3　第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,500円とする。 4　前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中20,500円とあるのは、34,200円と読み替えるものとする。 5　第3項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年

度から令和5年度における保険料率について準用する。この場合において、第3項中20,500円とあるのは、47,800円と読み替えるものとする。	度　　における保険料率について準用する。この場合において、第3項中20,500円とあるのは、47,800円と読み替えるものとする。

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

（施行期日）

第1条　この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条　改正後の日南町介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第13号

日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について

次のとおり、日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

日南町長　　中村　英明

日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部を改正する条例

日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例（平成13年条例第23号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（定義） 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)　（略） (3)　全壊世帯　当該指定自然災害により被害を受けた世帯であって、次に掲げるもののうち、法第3条第1項に規定する被災者生活再建支援金（以下「国支援金」という。）の支給の対象とならないものをいう。 ア～ウ　（略） (4)　大規模半壊世帯　指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第２条第２号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯のうち、国支援金の支給の対象とならないもの（前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。 (5)・(6)　（略） 2　（略） （支援金の交付） 第3条　町は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内において、次の各号に掲げる支援金を交付する。 (1)　（略） (2)　被災者住宅修繕促進支援金（指定自然	（定義） 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)　（略） (3)　全壊世帯　当該指定自然災害により被害を受けた世帯であって、次に掲げるもの（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）をいう。 ア～ウ　（略） (4)　大規模半壊世帯　指定自然災害によりその居宅が半壊し、法第２条第２号ニに規定する大規模な補修を行わなければこれに居住することが困難であると認められる世帯（同号に規定する被災世帯並びに前号イ及びウに掲げる世帯を除く。）をいう。 (5)・(6)　（略） 2　（略） （支援金の交付） 第3条　町は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内において、次の各号に掲げる支援金を交付する。 (1)　（略） (2)　被災者住宅修繕促進支援金（指定自然

災害により居宅が損壊した世帯のうち、国支援金の支給の対象とならないもの　の世帯主又は当該居宅の所有者（前号の被災者住宅再建等支援金（別表の9の項に係るものを除く。）の交付を受ける者を除き、町長が定めるものに限る。）であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付するものをいう。）

2　（略）

（支援金の額）

第4条　前条第1項第1号の被災者住宅再建等支援金の額は、別表1の第5欄に定める額（国支援金の支給の対象となる場合にあっては、当該額から国支援金の支給の対象となる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては、零））以下とする。

2　（略）

別表1（第3条及び第4条関係）

対象事業	完了期間	対象者	申請期間	交付額
(1)～(4)　（略）				
(5)　半壊世帯の居宅に代わる住宅（町内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあっては、町長が定めるものに限る。）の建設又は購入	3年	半壊世帯のうち、国支援金の支給対象とならないものの世帯主又は当該居宅の所有者（町長が定める者に限る）	2年	100万円（単数世帯については75万円）
(6)　（略）				
(7)　一部損壊世帯の居宅に代わる住宅（町内に設置されるものに限り、賃貸住宅にあっては町長が定めるものに限る。）の建設又は購入	3年	一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（町長が定めるものに限る）	2年	30万円
(8)～(10)				

備考　この表において「単数世帯」とは、法第

災害により居宅が損壊した世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主又は当該居宅の所有者（前号の被災者住宅再建等支援金（別表の8の項に係るものを除く。）の交付を受ける者を除き、町長が定めるものに限る。）であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付するものをいう。）

2　（略）

（支援金の額）

第4条　前条第1項第1号の被災者住宅再建等支援金の額は、別表1の第5欄に定める額＿＿＿

3条第2項に規定する単数世帯をいう。	3条第2項に規定する単数世帯をいう。

備考　改正部分は下線の部分である。

附　則

この条例は公布の日から施行する。

鳥取県被災者住宅再建等支援制度（県制度）見直しの概要

1　県制度見直しの概要

1）見直しの背景

被災者生活再建支援制度（国制度）は、半壊のうち損害割合30%以上（中規模半壊）を新たに支援対象に加え、建設100万円以内、補修50万円以内を支援する改正法案が臨時国会で成立したことから、県制度の半壊世帯に対する支援について国制度の利用を基本とするよう見直す。

＜国制度の改正＞

現行

全壊（50%以上）	建設　最大300万円 補修　最大200万円
大規模半壊（40%以上）	建設　最大250万円 補修　最大150万円
半壊（20%以上）	支援金なし
一部損壊（20%未満）	支援金なし

改正後

全壊（50%以上）		建設　最大300万円 補修　最大200万円
大規模半壊（40%以上）		建設　最大250万円 補修　最大150万円
中規模半壊（30%以上）	新たな区分	建設　最大100万円 補修　最大 50万円
半壊（20%以上）		支援金なし
一部損壊（20%未満）		支援金なし

2）見直しの概要

①中規模半壊、半壊全ての建設・補修いずれも100万円までの支援額を維持し、国が新たに支援対象に追加した中規模半壊は、国の支給額を差し引いた額に見直す。

・中規模半壊の補修は、国制度と県制度の申請手続きが重複。　⇒　県制度の申請手続きを簡素化

②一部損壊（被害割合10%以上）は、住宅を建設・購入する場合を新たに支援対象に加え、定額30万円（補修と同額）を支給するように見直す。

・現行制度では住宅を補修する場合のみ支援。

③県制度の見直しに伴い、基金必要額が27億円から25億円に減額になるため、当面20億円のままに据え置いていた基金積立目標額を25億円に見直す。

④基金拠出額は、年２億円ベース（県、市町村1億円ずつ）、１億円ベース（県、市町村5千万円ずつ）による拠出額のいずれかを市町村が選択する方式を年１億円ベースの拠出額のみに見直す。

・基金拠出額を見直した場合、基金の積立完了時期は令和7年度から令和11年度になる予定。

＜見直し後の県制度による支援＞

住宅再建の方法	世帯人数	損傷の程度						
		全壊（50%以上）	大規模半壊（40%以上）	半壊		一部損壊		
				30%以上	20%以上	10%以上	5%以上	5%未満
建設又は購入	複数	300万円	250万円	100万円※	100万円	30万円	5万円	2万円
	単身	225万円	187.5万円	75万円※	75万円			
補修	複数	200万円	150万円	上限100万円※	上限100万円	上限30万円（応急修理を受けることができる場合にあっては、応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額）		
	単身	150万円	112.5万円	上限75万円※	上限75万円			

※半壊（損害割合30%以上）は、国制度による支援金の額を控除した額とする。

2　基金必要額の経過

1）平成29年度の制度改正（一部損壊への支援を恒久制度化）により、一部損壊への支援必要額14億円を加え、必要額を34億円と試算したが、目標額は20億円で据置き、20億円に達した段階で検討することとした。

2）令和元年度の制度改正時（応急修理制度の拡充による一部損壊10%以上の支援拡充）により、一部損壊への支援の必要額が７億円、基金必要額は27億円と試算していた。

3）今回の改正（国制度による中規模半壊への支援拡充）により、半壊以上の支援必要額が18億円に減少、基金必要額25億円と試算している。

平成29年度改正時
（一部損壊支援を恒久制度化）

令和元年度改正時（現行制度）
（応急修理制度の拡充に伴う改正）

今回見直し

議案第14号

日南町美術振興基金条例の制定について

次のとおり、日南町美術振興基金条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

日南町長　　中 村　英 明

日南町美術振興基金条例

日南町美術振興基金条例を次のように制定する。

（設置）

第1条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、町民が美術に親しむ環境の醸成を図るとともに、本町にゆかりのある芸術家などを顕彰するため、日南町美術振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立）

第2条　基金として積み立てる額は、寄附金その他の収入金で一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（運用）

第3条　町長は、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

（管理）

第4条　基金に属する現金は、金融機関への貯金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条　基金の運用から生じる収益は、日南町一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第6条　基金は、第1条に定める目的達成のための事業を行い、必要があるときは、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条　この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。